

神崎市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」（以下、「要領」という。）により、神崎市指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

[株式会社久米設計 九州支社]

1 指名停止対象事業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：株式会社久米設計 九州支社

執行役員九州支社支社長 高崎 強

(福岡県福岡市中央区天神1丁目2番12号)

登録業種：測量・建設コンサルタント等

期間：令和6年1月19日～令和6年6月18日（5ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社久米設計の九州支社長（執行役員）及び顧問が、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築設計業務の入札に関して、同副市長を含む他3人と共謀し、（株）久米設計が有利な指名業者の選定案を作成したとして、令和5年11月16日、公契約関係競売入札妨害罪等の疑いで宮崎県警に逮捕された。

3 指名停止期間の根拠

要領別表第2第9号（競売入札妨害又は談合）及び措置基準第2条第2項第6号に該当する。

指名停止期間については5ヶ月とする。

4 令和3年・4年度実績

令和3年度 なし

令和4年度 なし

神崎市役所 総務企画部

財政課 契約管財係

直通：0952-37-0101

mail：zaisei@city.kanzaki.lg.jp